

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和8年6月10日
招 集 年 月 日	令和8年6月22日
招 集 場 所	知立市役所 302・303会議室
参 集 時 間	午後2時00分、委員17名、事務局3名が参集した。
出 席 委 員	農業委員： 1岡田 めぐみ 2永田 治男 3加古 和市 4毛受 浩 5杉原 敬浩 6石原 國彦 7鈴木 和幸 8近藤 喜代治 9高村 昭広 10成瀬 廣美 11岩堀 秀治 12高木 芳夫 13藤井 公人 推進委員： 15平澤 信幸 16岡田 教孝 17石川 勝幸 18小野山 悦朗 計17名
事 務 局	事務局長＝大渊 直也 事務局職員＝田中 美幸、篠原 美帆
オブザーバー	欠席
欠 席 委 員	14岡田 均
開 会 時 間	午後2時 開会宣言 会 長：知立市農業委員会6月総会を開催いたします。 本日は14番岡田均委員より欠席の連絡を受けております。よって委員 17名の出席です。知立市農業委員会総会規則第7条の規定の定足数に 達しておりますので総会を開催します (午後2時5分)
日 程 第 一	議事録署名委員の指名 9番 高村 昭広委員、10番 成瀬 廣美委員を指名します。(午後2時5分)
日 程 第 二	議案の審議
議案第1号1番	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事 務 局：【議案第1号1番議案書をもとに説明】 会 長：只今事務局から議案第1号1番の説明を頂きました。 地元委員、補足の説明をお願いします。 岩堀委員：先日、この譲受人の方にお会いしまして、いろいろと事情を聞いてき きました。この方は譲渡人の方の亡くなられたお父さんといとこの関係 です。そして、20年ほど前から、家の駐車場が足りないということで、 譲受人の家の前の譲渡人の畑を借りてここに車を置いていました。以 前より譲渡人が亡くなられたら買取りをするという約束になっていた そうで、今回、2月に農振除外の申出をして、それから農地転用を かけ正式にここを駐車場として使いたいということでしたので特に

	問題はないと思います。 会 長：ただいま岩堀委員の方からの補足の説明をいただきまして特に問題はないというご発言でございましたが、その他いかがでしょうか。 よろしいですか。なければ採決を取っていきたいと思います。議案第1号1番の案件について意見なしとして差し支えないと思われる方、挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：ありがとうございました。全員挙手でこの案件は意見なしといたします。 (午後2時11分)
議案第1号2番	事 務 局：【議案第1号2番議案書をもとに説明】 会 長：ありがとうございました。ただいま2番の案件についての事務局の説明が終わりましたが、地元の委員さんでの補足の説明をお願いします。 小野山委員：この譲受人の方は今回の該当地の前で2階が自宅で1階は電気工事の会社を営んでいる方です。この土地は三方が住宅に囲まれていますので、農地に影響はないと思われますので、特に問題はないと思います。 会 長：ありがとうございました。特に問題はないということですが、他にありますか。なければ採決を取っていきたいと思います。議案第1号2番の案件について意見なしとして差し支えないと思われる方挙手をお願いします。 委 員：全員挙手 会 長：ありがとうございました。全員挙手でこの案件は意見なしといたします。 (午後2時17分)
議 案 第 2 号	生産緑地買取り申出に係る農地の斡旋協力について 事 務 局：【議案第2号議案書をもとに説明】 会 長：ありがとうございました。 地元委員さんにご協力をお願いします。何か相談等あれば事務局までお知らせください。 (午後2時19分)
議 案 第 3 号	農地中間管理事業の促進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に承認について 事 務 局：【議案第3号議案書をもとに説明】 会 長：ありがとうございます。この案件は高村委員が関係ありますので、高村委員は採決には加わるできません。何かありますか。 なければ、採決に入っていきたいと思います。議案第3号農地中間管理

報告第 1 号 3 番	事業の促進に関する法律に基づく農地利用集積計画の承認について特に申請通り承認して差し支えないと思われる方は挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手（高村委員除く） 会 長：はい、ありがとうございました。この案件につきましても申請通り承認ということにさせていただきます。 （午後 2 時 2 2 分） 会 長：以上で議案の審議は終了とさせていただきますが、その他報告案件として報告の 1 号、2 号とありますが、事前にこの議案書を見られた中で、何かご質問あるいはご意見ある方ご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について 成瀬委員：報告第 1 号の 3 番について地目は畑で実際は自宅の一角ということですが、相続人がいないので相続財産清算人という方が申請者となっていますが、この相続財産清算人とはどんな方ですか。 事 務 局：この方の場合、相続人の方が不在という形で申し入れがでている方です。その場合、その方の所有している土地や家財の処分に困ってしまうので、利害関係人の方が家庭裁判所に申し立てて、家庭裁判所が相続財産清算人として弁護士を選任し、この弁護士の方が相続財産を管理・清算して、それでも財産が残れば国に引き継ぐといったことになります。今後そのような事例は増える可能性もあると思います。 会 長：所有者不明という土地は知立にありますか。 事 務 局：台帳上では知立市にはありません。 高村委員：自分が今、耕作しているところで、2 件あります。1 件は名義の変更をしていなくて代が飛んでいるため名義変更ができない土地、もう 1 件は小さい場所ですが、所有者の人と連絡がとれていない所があります。 会 長：他にありますか。よろしいですか。ないようですので、以上で議案の審議は終了とさせていただきます。 では、その他、事務局お願いいたします。 （午後 2 時 3 5 分）
そ の 他	・活動状況報告について（事務局） ・農作業における熱中症対策について（事務局） ・退任委員挨拶（毛受委員、石原委員、鈴木委員、高木委員、平澤委員）

閉 会 時 間	午後 2 時 4 6 分閉会宣言 会 長：農業委員会総会を閉会します。
---------	--